**信州イスラーム世界勉強会　会則**

**第１条（名称）**

**この団体は 「信州イスラーム世界勉強会」と称する（本規約では以下、本勉強会という）。**

**第２条（所在地）**

**本勉強会は事務所を次の場所に置く。**

**長野県松本市埋橋1-8-7　アルプスシャツ株式会社　内**

**第３条（目的）**

**本勉強会は、広くイスラーム世界に関して、客観的な認識を深めるとともに、そこに生きる**

**人びと及びそこから日本を訪れる人びととの相互理解と文化交流とに資する知的・文化的**

**活動をおこなうことを、目的とする。**

**第４条（構成員）**

**本勉強会は、その目的に賛同しその活動に参加する会員によって構成される。**

**第5条（役員）**

**本勉強会は、次の役員を置く。**

**代表　　　　1名　（運営委員より選出）**

**運営委員　若干名**

**顧問　　　　若干名**

**事務局長　1名　（運営委員より選出）**

**会計　　　　1名　（運営委員より選出）**

**事務局　　若干名（運営委員より選出）**

**第６条（運営）**

**本勉強会の活動は、運営委員会の協議により決定・実施され、会員に通知・報告される。**

**第７条（財務）**

**本勉強会の資金については、会計が、適正にその管理にあたり、年度ごとに 会計報告を**

**運営委員会に提出して審査を受けるものとする。事務局長は、会員に対し年度ごとに活動**

**報告とともに会計報告を通知する。**

**第8条（改正）**

**この規約は、運営委員会の三分の二以上の同意をもって改正することができる。**

**第９条（設立年月日）**

**本勉強会の設立年月日は、2015年12月5日とする。**

**第10条（規約施行日）**

**本会則は2016年4月1日より施行する。**

**この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。**

**平成28年4月1日**

**長野県松本市埋橋1-8-7　アルプスシャツ株式会社内**

**信州イスラーム世界勉強会　代表　　板垣　雄三**